

第2章

ご請求時の必要書類

表 被保険者・保険契約者の死亡・重度障がい等の場合

ご請求内容		ご案内番号													
		H01		H02	H03		H04		H05		H06		H07		
		死亡保険金	死亡給付金	死亡保険金(財形保険の場合)／ 特約死亡保険金	保険金の倍額支払／ 死亡保険金(財形保険の場合)／ 特約死亡保険金	重度障がいによる保険金 (*10)	被保険者の 重度障がいによる 保険料の払込免除	学資保険等 保険契約者の死亡による 保険料の払込免除	育英年金 (保険契約者死亡)	学資保険等 保険契約者の重度障がい による保険料の払込免除	育英年金 (保険契約者重度障がい)	介護保険金／ 介護割増年金／ 特約介護保険金	被保険者の 特定要介護状態による 保険料の払込免除	特別夫婦 年金保険	年金 払込不要 保険料の
必要書類		受取人	受	契	受	受	契	契	被	契	被	受	契	受	契
保険証券(保険証書)			▲(*1)	▲(*1)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かんぽ生命所定の死亡証明書(*3) または医師が発行した死亡診断書		● ● ●	●	●	●	—	—	●	●	—	—	—	—	▲(*8)	▲(*8)
かんぽ生命所定の障害診断書兼入院・手術証明書(*3)			—	—	—	●	●	—	—	●	●	—	—	▲(*9)	▲(*9)
かんぽ生命所定の障害診断書(特定要介護状態認定用)(*3)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—
被保険者の生年月日を確認できる書類		● ● ●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保険契約者の生年月日を確認できる書類		● ● ●	▲(*5)	▲(*5)	—	▲(*5)	▲(*5)	—	—	●	●	—	—	—	—
受取人本人であることを 確認できる書類		● ● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受取人および保険契約者の 個人番号(マイナンバー)が 確認できる書類		● ● ●	●	●	●	●	—	—	●	—	●	—	—	●	—
続柄証明書(*4)			▲(*6)	—	▲(*6)	▲(*6)	▲(*6)	▲(*7)	—	▲(*7)	—	—	—	●	●

(*1) 死亡保険金、死亡給付金の受取方法が口座へのお振込みの場合、保険証券(保険証書)記号番号をご申告いただくこと等でもご請求いただけます。

(*2) 保険証券(保険証書)のご提出ができない場合でも、保険証券(保険証書)記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。

(*3) 郵便局等で証明書用封筒をお受け取りになられている場合、郵便ポストに投函しないようご注意ください。

(*4) 以下の続柄が記載されているもの(住民票等)が必要です。

▶ 普通養老保険の場合…保険契約者と被保険者との続柄

▶ 夫婦保険・特別夫婦年金保険・家族保険の場合…ご夫婦の続柄

(*5) 学資保険・育英年金付学資保険・成人保険の場合

(*6) 夫婦保険・家族保険の場合

(*7) 普通養老保険の場合

(*8) 被保険者の死亡の場合

(*9) 被保険者の重度障がいの場合

(*10) 保険契約者からの重度障がい通知も必要です。(保険契約者と受取人が同一人の場合等は、省略できる可能性があります。)

凡例

必要書類

●:必ずご準備いただく書類 ▲:条件にあてはまる場合にご準備いただく書類

受取人

被:被保険者 契:保険契約者

受取人本人にご請求いただく際の**必要書類**は、以下のとおりです。

≫ 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
詳しくは P.39～P.42 をご確認ください。

表 被保険者の入院・身体障がい等の場合

ご請求内容		ご案内番号			
		H10	H11	H12	
		入院・手術保険金等 (病気の場合)	入院・手術保険金等 (ケガの場合)	傷害保険金	被保険者の 身体障がいによる 保険料の払込免除
必要書類		被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	契
保険証券(保険証書)記号番号が分かるもの		●	●	●	●
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード		●	●	●	●
かんぽ生命所定の入院・手術事情書	かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、お近くの郵便局にも備え付けています。 一部、入院・手術事情書の利用要件に該当せず、入院・手術証明書(診断書) (*1) をご提出いただく場合があります。	●	●	—	—
かんぽ生命所定の 障害診断書兼入院・手術証明書 (*1)	かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、お近くの郵便局にも備え付けています。	—	—	●	●
被保険者の生年月日を確認できる書類	書類例 ・運転免許証 ・個人番号カード 等	●	●	●	●
保険契約者の生年月日を確認できる書類		▲ (*2)	▲ (*2)	▲ (*2)	▲ (*2)
受取人本人であることを確認できる書類	書類例 ・運転免許証 ・個人番号カード 等	●	●	●	●
続柄証明書		▲ (*3)	▲ (*3)	▲ (*3)	▲ (*3)

(*1) 郵便局等で証明書用封筒をお受け取りになられている場合、郵便ポストに投函しないようご注意ください。
(*2) 学資保険(学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除く)・育英年金付学資保険・成人保険の場合
(*3) 夫婦保険・夫婦年金保険・家族保険の場合、ご夫婦の続柄が記載されているもの(住民票等)が必要です。

所定の基準を満たす場合は「入院・手術事情書」による簡易なお取り扱いが可能です。
詳しくは P.35～P.38 をご確認ください。

ご案内番号 **H08・H09・H13**

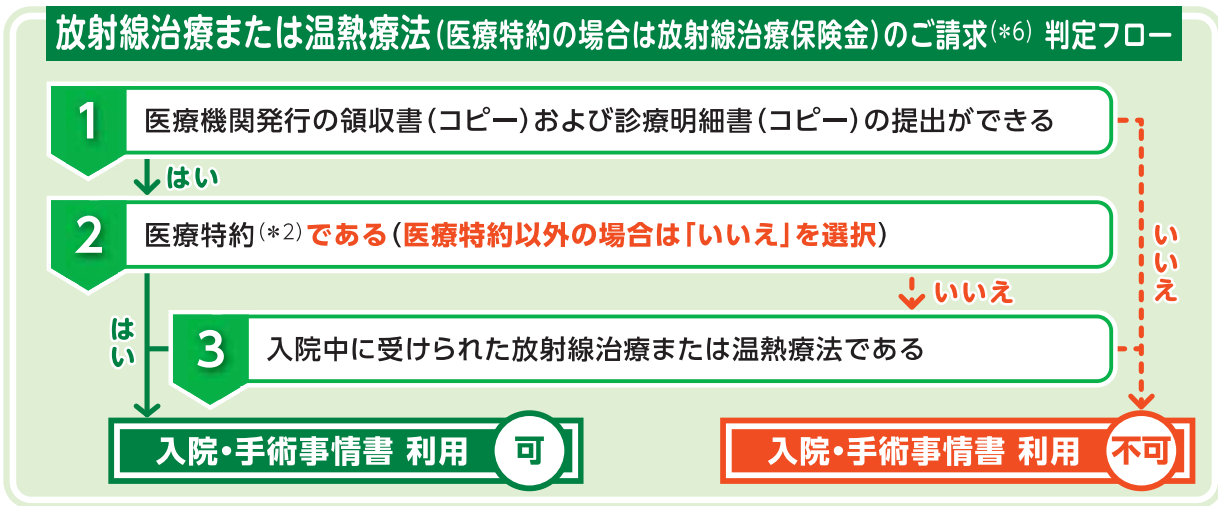
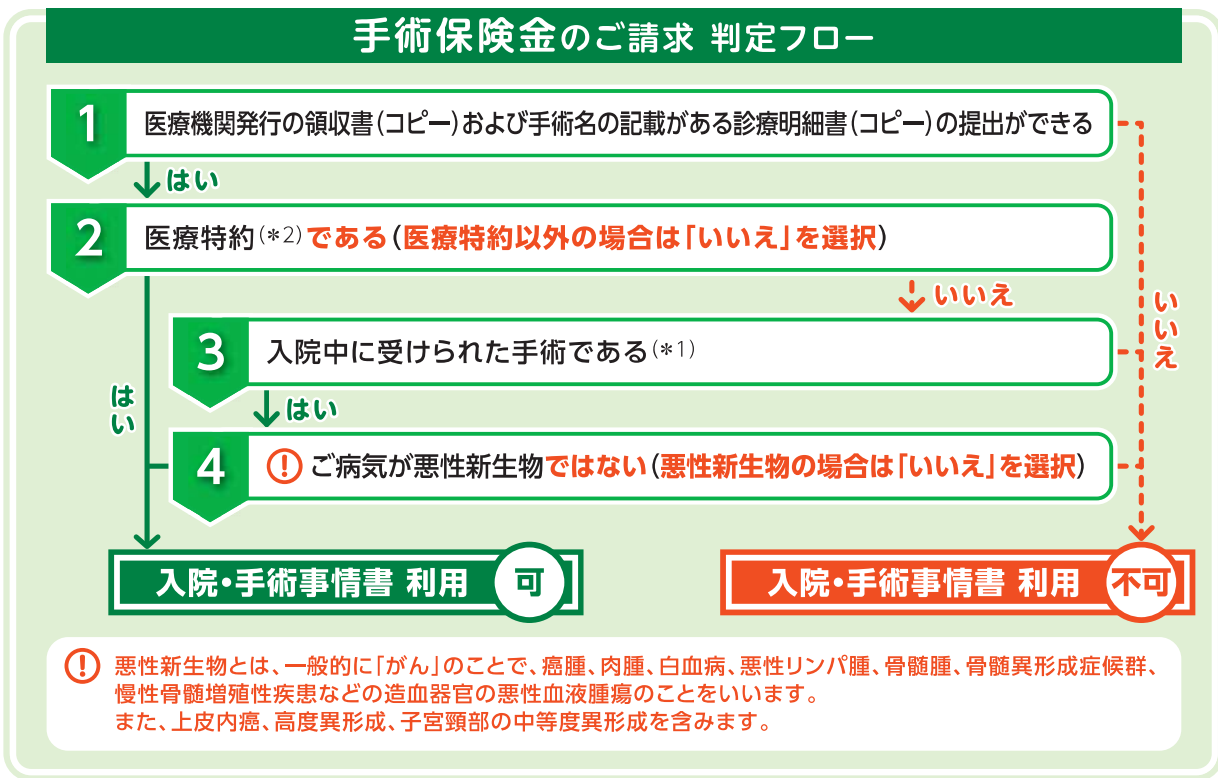
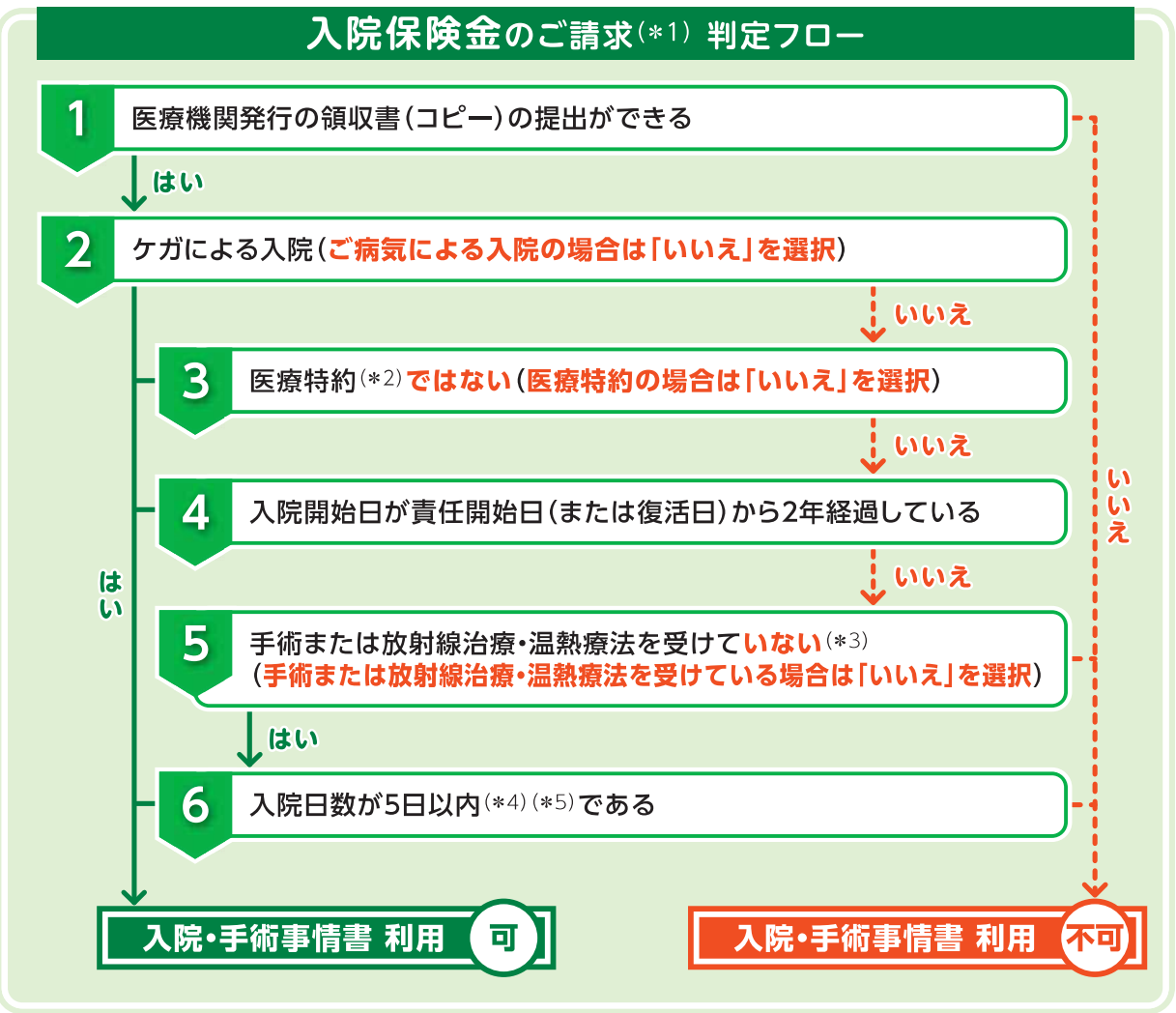
入院・手術事情書による入院保険金等のご請求について (診断書のご提出が不要となる簡易なお取り扱い)

ご請求いただく保険金(入院保険金・手術保険金・放射線治療または温熱療法)ごとに、該当する判定フローをご確認ください。

ご確認いただくすべての判定フローが **入院・手術事情書 利用 可** にあてはまる場合は、**医療機関から有料で発行される「かんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書)」の提出に代えて「入院・手術事情書」による簡易なお取り扱いが可能です。**医療機関発行の領収書のコピーや診療明細書のコピーが必要となりますので、原本は大切に保管してください(入院・手術事情書は、かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店からもお受け取りいただけます)。

※「入院保険金のご請求」以外の判定フローで **入院・手術事情書 利用 不可** となった場合でも、入院・手術事情書の「手術または放射線治療・温熱療法を請求しない場合」欄にチェックをしたときは、利用不可となった保険金のご請求をせずに、入院・手術事情書をご利用いただけます。

※複数契約分のご請求をいただく場合、特約種類が異なると判定結果も異なる可能性がありますので、ご請求いただく契約ごとに判定フローをご確認ください。



(※1) 領収書の入院料等欄に記載がない、または入院料等欄に記載はあるが診療明細書の入院料等欄に「短期滞在手術等基本料1」、「短手1」と記載がある場合は、入院に該当しないため入院保険金はお支払いの対象外となり、手術を受けられた場合は外来手術に該当します。

(※2) 医療特約とは、次のいずれかの特約を指します。
●無配当総合医療特約 ●無配当傷害医療特約 ●引受基準緩和型無配当総合医療特約
(特約名に「R04」と記載されている特約を含みます)

(※3) 医療特約で責任開始日(または復活日)から2年以内に入院中の手術または放射線治療・温熱療法を受けた場合は、「入院保険金のご請求」のフローのみで入院・手術事情書の利用が不可であるものと判定します。

(※4) 入院日数を確定する必要があるため、退院(転院しての入院・同一病院で転科しての入院も退院に含みます)後に入院日数をご確認ください。

(※5) 同一医療機関かつ同一診療科での継続した入院については、1回の入院として入院日数を通算してください。

(※6) 1987年(昭和62年)8月31日以前の特約は保障の対象外です。

受取人本人にご請求いただく際の**必要書類**は、以下のとおりです。

➤ 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
詳しくは **P.39～P.42** をご確認ください。

必要書類	
保険証券(保険証書)記号番号が分かるもの	
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード	
被保険者の生年月日を確認できる書類	書類例 ・運転免許証 ・個人番号カード 等
保険契約者の生年月日を確認できる書類(*)	
受取人本人であることを確認できる書類	書類例 ・運転免許証 ・個人番号カード 等
医療機関発行の領収書のコピー	
診療明細書のコピー	・入院保険金のみのご請求をご希望される場合、診療明細書のご提出は不要です。 ・診療明細書に記載されている手術名が「創傷処理」である場合には、実際に受けた手術名を正確に把握するため、手術同意書または入院診療計画書等のコピーを合わせて提出してください。

(*) 学資保険(学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除く)の場合に必要となります。

いずれかの判定フローで **入院・手術事情書 利用 不可** となった場合

「入院・手術事情書」のご利用ができませんので、当社所定の「入院・手術証明書(診断書)」をご提出ください。
 なお、「手術保険金のご請求」**3**または「放射線治療または温熱療法(医療特約の場合は放射線治療保険金)のご請求」**3**で「いいえ」を選択した場合はお支払いの対象外となります。

領収書の例

[illegible]

診療明細書の例

診療明細書

入院	診療			
患者番号	氏名	科	受診日	
受診科				

区分	項目名	点数	回数
初・再診科	* 初診料		
検査	* 矯正視力検査		
	* 精密眼圧測定 (両)		
入院料	* 一般病棟入院10対1入院基本料		
	一般病棟入院期間加算 (14日以内)		
手術	* 後発白内障手術		

「外来」または未記載となっており、入院期間の記載はありません。

- 「区分」欄(「部」欄の場合もあります)に「手術」の記載がある場合は、「項目名」欄に手術名の記載があります。
- 「区分」欄に「手術」の記載がないものの、「入院料」の「項目名」欄に「短期滞在手術等基本料」「短手」の場合もありますと記載されている場合は、その内容に手術名の記載があります。

領収書や診療明細書のご提出が難しい場合について

領収書や診療明細書のご提出が難しい場合は、次の3つの記載がある、医療機関が発行した別の書類をご提出いただくことで、入院・手術事情書でお手続きいただけます。

- 被保険者さまの氏名
- 医療機関の名称・所在地
- 治療内容が分かる情報^(*)

(*)ご請求いただく内容によって以下の情報が必要です。

- ・入院保険金のご請求：「入院期間」
- ・手術保険金のご請求：「手術名」
- ・放射線治療・温熱療法にかかる保険金のご請求：「放射線治療・温熱療法の技術名」

なお、「入院診療計画書」、「手術同意書」、「放射線治療計画書」等の治療前に渡される書類は、単独では「治療内容が分かる情報」が確認できる書類としてご利用いただくことができません。

〈例：手術保険金のご請求の場合〉

領収書+手術同意書	▶ ○ (お手続きいただけます)
手術同意書のみ	▶ ✕ (入院・手術証明書(診断書)でのご請求となります)



受取人本人以外のご請求

受取人本人がご請求できない場合は、**P.31～P.38** の書類に加えて、さらに別の書類等をご用意いただく必要があります。
あてはまるケースがない場合またはあてはまるのかご不明な場合は、**担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンター**までお問い合わせください。



例えば、こんな場合…

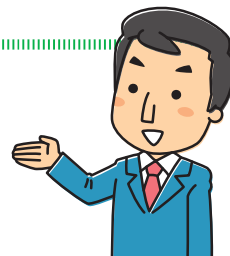


平日は仕事があるので、
郵便局にはなかなか行けないな…！
代わりに家族に請求しに行ってもらいたいけど…

委任代理人によるご請求

A 委任代理人によるご請求が可能です。

受取人本人がご請求できない場合は、受取人本人以外の方に委任することで委任代理人がご請求できます。



必要なもの

- 委任状** 受取人本人が作成した委任状（委任状のひな形は、かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、お近くの郵便局の窓口にも備え付けています。）
- 受取人本人であることを確認できる書類(*)**
- 委任代理人本人であることを確認できる書類(*)**

(*) 本人であることを確認できる書類は、次のいずれかです。

書類例 ・運転免許証 ・個人番号カード 等

※入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金のご請求の場合は、保険金請求Webサービスから受取人の方が「インターネットでのご請求」または「郵送でのご請求（請求書類のお取り寄せ）」を行うことができます。また、委任代理人から保険金請求Webサービスによりご請求いただくこともできますが、その場合、ご準備いただく必要書類が上記と異なりますので、詳しくはかんぽ生命のWebサイトをご確認ください。

パソコンから
かんぽ生命 入院

スマートフォンから
かんぽ生命 入院

検索
ご利用にあたってはこちら

親権者によるご請求



受取人本人である子どもがまだ小さくて…！
代わりに請求したいのだけど…

A 親権者によるご請求が可能です。

受取人本人が未成年者のためご請求できない場合は、親権者がご請求できます。



必要なもの



親権者と未成年者との続柄を確認できる書類（続柄の記載されている住民票 等）

※親権者からの同意をいただくことで未成年者である受取人本人からのご請求も可能です。
※未成年者であっても就労している場合は、未成年者である受取人本人からのご請求が可能です。
※入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金のご請求の場合は、保険金請求Webサービスから親権者が「インターネットでのご請求」または「郵送でのご請求（請求書類のお取り寄せ）」を行うことができます。
必要書類等については、かんぽ生命のWebサイトをご確認ください。

パソコンから
かんぽ生命 入院

スマートフォンから
かんぽ生命 入院

検索
ご利用にあたってはこちら

成年後見人によるご請求



受取人本人が意思表示できないのだけど…
(指定代理請求人を**指定していない**)

A 指定代理請求人制度を使用していない場合

成年後見制度をご利用ください。

受取人本人の判断能力が不十分な状態であり、保険金等をご請求できない事情がある場合、かんぽ生命では「成年後見制度」のご利用をご案内しています。なお、成年後見制度のご利用が困難な場合は、一定の条件のもと親族等が請求できるかんぽ生命独自の制度がありますので、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。



≫ 指定代理請求人については、**P.41** をご確認ください。



指定代理請求人によるご請求

受取人本人が意思表示できなくなったら、
どうやって請求すればいいの？



A 指定代理請求人によるご請求が可能です。

指定代理請求制度をご利用いただくことで受取人本人以外の方がご請求できます。

指定代理請求制度とは

受取人本人に保険金等をご請求できない「当社所定の事情^(※1)」がある場合、保険契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金等をご請求できる制度です。

当社所定の事情

- ・病気や事故で、こん睡状態にあり、保険金等をご請求できない場合
- ・がんの病名の告知を医師から受けておらず、それを家族のみが知っている場合

〈対象となる保険金等〉

保険契約者が指定代理請求人を指定した日が平成30年4月1日以前	保険契約者が指定代理請求人を指定した日が平成30年4月2日以降
保険料の払込免除等 (被保険者と契約者が同一の場合に限る ^(※2)) 身体障がいまたは重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる保険金のお支払いにかかる重度障がい通知	保険料の払込免除等 身体障がいまたは重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる保険金のお支払いにかかる重度障がい通知
被保険者^(※3)が受け取ることとなる保険金等 入院保険金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金 等	

〈指定代理請求人の指定・変更〉

保険契約者は「被保険者の同意」を得て、次の範囲内^(※4)で1契約につき1名の方を指定代理請求人として指定または変更することができます^(※5)。

- ・被保険者^(※3)の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者^(※3)の直系血族(祖父母、父母、子 等)
 - ・被保険者^(※3)の3親等内の親族(兄弟姉妹、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい 等)
 - ・被保険者^(※3)のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると当社(簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)が認めた方(死亡保険金受取人、住民票で被保険者^(※3)と内縁関係にある事実が確認できる方、被保険者^(※3)と同居している方、被保険者^(※3)の財産管理を行っている方)
- 指定代理請求人の指定・変更は「マイページ」でもお手続きが可能です。

「マイページ」

パソコンから

スマートフォンから

かんぽ生命 マイページとは

検索

ご利用にあたってはこちら

必要なもの



指定代理請求人の範囲内にあることを証明できる書類^{(※6)(※7)} (戸籍抄(謄)本、住民票 等)



受取人本人に保険金等をご請求できない当社所定の事情があることを確認できるかんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書) 等

(※1)当社が認めた場合に限りです。(※2)学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除あり型)を除きます。
 (※3)学資保険(はじめのかんぽ)の場合、保険契約者となります。
 (※4)保険契約者が指定代理請求人を指定した日が平成30年4月1日以前の場合は、範囲が異なる部分があります。
 (※5)夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険等の場合、主たる被保険者の指定代理請求人は配偶者である被保険者、配偶者である被保険者の指定代理請求人は主たる被保険者となります。
 (※6)被保険者^(※3)のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると当社(簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)が認めた方(住民票で被保険者^(※3)と内縁関係にある事実が確認できる方)の場合は、内縁関係にある旨の記載(記載例:「妻(未届)」)がある住民票が必要になります。
 (※7)婚姻関係、内縁関係または養子縁組の証明に、有効期限がない書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を使用する場合は、6か月以内に発行されたものに限りです。



法定相続人によるご請求

受取人本人である被保険者はもう亡くなってしまっているけど、誰が請求すればいいの？

A 被保険者の法定相続人によるご請求が必要です。

被保険者が入院保険金等を受け取る前に亡くなった場合、被保険者の法定相続人が入院保険金等をご請求できます。法定相続人が複数の場合には、法定相続人全員の協議で選定した1名の代表者にご請求いただきます。



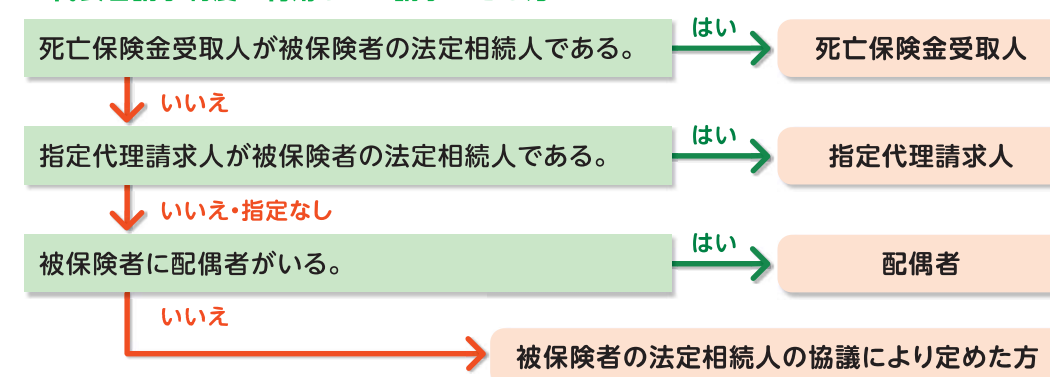
〈対象となる保険金等〉

- ・入院保険金
- ・手術保険金
- ・放射線治療保険金
- ・長期入院一時保険金
- ・通院療養給付金
- ・先進医療保険金
- ・傷害保険金

〈契約日が平成22年4月1日以降の保険契約の場合「代表者請求制度」をご利用いただけます。〉

被保険者が入院保険金等を受け取る前に亡くなった場合に、以下の代表者請求制度を利用してご請求できる方が、他の法定相続人を代理する代表者として、入院保険金等をご請求できます。

■代表者請求制度を利用してご請求できる方



必要なもの



被保険者の法定相続人が確認できる戸籍抄(謄)本 等



法定相続人が複数の場合

法定相続人全員が請求人を代表者とするに同意する旨の記名押印をした書類

① 1回のご請求でお支払いする保険金等の金額が1,000万円以下である場合は、「法定相続人全員が請求人を代表者とするに同意する旨の記名押印をした書類」の提出に代えて、法定相続人全員の協議により請求人が代表者となった旨を記載した「誓約書」の提出によりご請求いただくことが可能です。詳しくは、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。